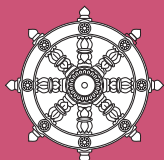


ZENBUTSU 全日本仏教

No.
605



仏暦2557年12月
[2014年]

CONTENTS

葬送儀礼を振り返る②

大正大学文学部人文学科 教授 村上 興匡 2

一般の方々の疑問や質問とは —電話相談から見えるもの—

広報委員会研修会開催② 4

第3回 宗派代議員会議、都道府県仏教会・仏教団体代議員会議開催 5

財団創立60周年記念事業第1回実行委員会開催 6

「InterFaith 駅伝2015」2月15日開催決定 6

講演会のご案内 —「特定秘密保護法」について考える— 7

寺院が知っておきたい法律知識 8



唐招提寺の雪景色



公益財団法人

全日本仏教会

WFB (世界仏教徒連盟) 日本センター

葬送儀礼を振り返る②

大正大学文学部人文学科

教授 村上 興匡

(むらかみ こうきょう)



4. 戦後の葬儀慣習の変化とその意味 二つの個人化

近世の寺請檀家制における寺院は、仏教の宗教施設であると同時に、「家」共同体の先祖祭祀の場でもあった。その構成員の生活を支える家産（土地や「店」など）をもたらしてくれた先祖を祭祀し、家産をいかに次代に継承するかが重要な関心事であった。その一方で葬式は、タテの系譜的なつながりだけではなく、その家が存在している地域社会での家同士のヨコのつながり（地域互助や不幸音信帳に記載されるような累代的な贈答のつきあいによって結びつけられた）との交点の上に成立してい

た。また、葬式の規模や墓の大きさ、院号など戒名の格付けは、序列づけられた家格の上に成り立っており、祭祀などの行事と同様に、葬儀において格上の家は格に応じた経済的な負担をする必要があった。地域には「共葬」の関係が成立しており、かつて寺院はその中心に位置していたということがいえる。

① 地域共同体の葬儀からの「家」もしくは家族の葬儀へ 最初の個人化

そうした個々の「家」の集団からなる地域を中心とした先祖祭祀のあり方が大きく変化するのが、戦後、特に高度経済成長期を迎え

た一九七〇年代である。全国的に、①中心儀礼の変化・葬列（野辺送り）から告別式、②葬儀実働補助の変化・葬式組から葬儀社、③葬法の変化・土葬から火葬、の三つが並行する形で、葬儀慣行が変化していった。①および②の変化は、

就業形態が農業など自営的なものから勤出する形態へと変わり、つきあいの範囲が広くかつ浅くなることで普及する。③は都市的な衛生習慣や土地有効利用の考え方とともに広がったと考えられる。つまり、これらの三つの変化は、地域社会の生活形態が都市的になること、すなわち生活様式の「都市化」、特に職住関係の変化が大きく関係している。

それによって葬儀を行う意味づけ自体も変化した。村をあげて行う地域共同体主体の行事が告別式中心の葬儀となり、葬祭業者が主たる実働を担うようになると、葬儀は喪家の私の行事となった。アリエスが『死を前にした人間』の中で述べている、二十世紀初めのヨーロッパにおいて、それまで死者がもっていた公共的性格が失われ、近親の死は隠すべき私的なもの

のようになっていったとする「倒立した死」の状況と相通する。

こうした変化は葬儀や先祖祭祀の「個人化」であるということがいえる。かつての葬儀は、地域が主体となっていく「送り出し」中心の儀礼であったが、家や家族が行う関係者からの「甲問を受ける」行事へと変化した。同時に、戦後、死者への直接対処を専門家（病院、葬祭業者等）に任せ、一定の処理がなされるまで肉親であっても死者と直接接触することを避ける傾向が強まった。映画『おくりびと』で表現されたように、おくりびとは地域の仲間や遺族ではなく葬祭業者となっていくたのである。

戦後、冠婚葬祭互助会が発達し、葬祭業者は情報産業としての性格をもつようになった。また病院や組合の指定業者となったり、新聞雑誌などに広告を出すようになってきた。従来の地域（寺院檀家）に根付く家内商業的で小規模の営業形態から、積極的に浮動顧客をつかまえる業態へと変化していった。さらに核家族化が進み「家」意識が弱まると、葬儀は「故人の家族（遺族）連合」の行事となる。

戦後、多くの人が勤め人となり、「家産」の継承ということがあまり意味を持たなくなった。一般的には、子どもは親と異なる職業に就くようになり、職任分離により、地域のつきあいと職場のつきあいが一致していることの方が稀となった。都市部においては喪主を故人の妻がとめ、会葬者の多くは故人の関係者ではなく、故人の子ども達の関係者が占める葬儀が多くなっていった。

②自己表現としての葬儀

第二の個人化

平成以降には、特に大都市部を中心に、従来の葬儀や墓地のあり方についての批判や変革しようとする動きがいくつもみられた。ひとつには継承者がいない人間の墓地取得の問題である。例えば、継承者が無い女性らが無縁化することとを問題として結成された「女の碑の会」や、血縁の継承者ではなく同じ墓地に入る人々が共同で祭祀を行う「もやいの会」などの活動はこのころははじめられた。さらに「葬送の自由をすすめる会」が提唱する「自然葬」のように、遺

骨を山や海に撒いたり、霊園内の区画に撒く（スキヤタリング）など、従来のような墓地を持たない運動もおこった。

葬儀では、生前に本人の葬儀のやり方の希望を書いた遺言ノートを預かり、死後、希望通りの葬儀プランが実現されるように補助するウィルバンク（遺言銀行）が話題になったのもこの頃である。また、寺院や葬祭業者など依頼せず、仲間どうしで手づくりの葬儀を実現しようとする「自分葬」の運動がマスコミ等で紹介された。

これらの墓地や葬儀のあり方を改革しようとする運動は、「他者（親など）をどう葬るべきか」ではなく「自分自身がどう葬られるか」という視点から考えられたものである。従来のな家を中心とした葬儀より「故人」のための葬儀を強調する点で共通しており、葬式を葬られる側主体で考えられたものである。こうした葬儀を死んでゆく者の最後の自己表現と見る新しい傾向は、さらに進んだ第二段階目の葬儀の個人化と見ることができると。

従来、知人の親の葬儀に会葬す

るのは、遺族を弔問するためであり、半ば公的で社会的な儀礼であった。その一方、亡くなるまで親密な関係を保っていた者からみれば、葬儀は故人を偲び供養するための儀礼であり、個人的、私的な行事となる。近年、後者の考えの方が一般的になり、肝心の故人を知らない会葬者による葬儀は、義理による心のこもらない「形式的」なもの、会葬者によけない時間を使わせるのも申し訳ないとして避けられるようになっていく。

③少子高齢化社会の葬儀

現在のように社会の高齢化が進んで、かなりの割合の人が八十歳から九十歳で亡くなるようになると、その子ども世代ですら社会的にはリタイヤしていることが多くなり、結果的に会葬者は減っていくことになる。高齢者の場合、特に施設に入っている場合などは、生前の人間関係が非常に希薄になり、葬儀に呼ぶべき関係者がほとんどいないという状況になる。最近の都内葬儀についての調査によれば、通常の葬儀でも会葬者が減る傾向があり、十数年前ま

では百人〜百五十人くらいの会葬があるのは普通だったのに、今では五十人くらいの会葬があれば多い方という状況になってきている。

近年、火葬するだけで僧侶に依頼して葬儀を行わない「直葬（ちよくそう）」や、基本的には家族のみで小規模の葬儀を行う「家族葬」が増えていくといわれる。葬儀の個人化により、葬儀における自己表現の幅は広がったが、一般の死者の場合、社会的な意味づけをもたせることは、かえって難しくなっていると考えられる。

村上興匡（むらかみこうきょう）

プロフィール

一九六〇年群馬県生まれ。東京大学大学院人文科学研究科修士（宗教学）。文学博士。天台宗総合研究センター研究員。群馬県高崎市天台宗妙典寺副住職。編著書に『慰霊の系譜―死者を記憶する共同体―「社葬の経営人類学」など

一般の方々の疑問や質問とは — 電話相談から見えるもの —

広報委員会研修会開催報告②

パネルディスカッション

三人のパネラーからの発言が終わり、休憩中に来場者からの質問を集約し、コーディネーター司会のもと、パネルディスカッションが行われた。質問内容については、自死についての相談や精神疾患者への対応についての質問が多く、ほかに直葬や樹木葬を含めた葬儀業界や石材業界の現状について、お布施等の寺院に支払う金額に関する相談内容についての質問が出された。

いただいた縁を育む

岩田師 私たちは、匿名で相談を受けており、内容については特定しやすいケースもあるため開示していません。また、さまざまな相談者に対応するため、相談員のための研修会を定期的に開催しております。相談者には常連もいらっしゃいます。傾聴に徹して、相談者が納得するまで何時間でもお話しを聞いております。相談者に「お坊さんは私の話を聞いてくれるんだ」と思ってもらえることが最初の一步だと思



岩田智充師

ます。電話をいただいたことを一つの縁として、出来るかぎり縁を大切に育んでいくことが、相談者の心のケアに繋がっていくのではと思っています。

葬儀の意義を一般社会に

松本氏 葬儀という儀礼を伴わないで火葬するケースが増えています。また、散骨や樹木葬に対する消費者の傾向があり、これはマスコミの影響があるのではと思います。



松本勇輝氏

最近では相談時間が長くなっております。私どもも傾聴を基本に相談者(特にご遺族)に寄り添い、耳を傾けております。しかしその裏では、ご遺骨を引き取らないというケースがあります。ご遺骨をモノのように取り扱う現代社会に、危機感を持っておりです。僧侶の皆様には、ご自坊の檀信徒や門徒さまだけでなく、広く一般社会に

開かれたご寺院を

大代氏 墓の継承者がいない理由

で、散骨や樹木葬を選択する消費者がいらつしゃいます。また樹木葬において、墓地管理に関するクレームが少なくありません。僧侶の皆様には、樹木葬についてはどのようにお考えになられているのか、いづれ何うことができればありがたいで



大代賢一氏

見直される電話の機能

— 檀信徒でも消費者という視点が必要 —

コーディネーター (株) 仏教タイムス社編集長

工藤信人氏



電話相談を実施している三団体によるパネル討論は、興味深いものであった。まず気づかされたのは、ネット社会となった今日でも電話が重要なコミュニケーションツールとして機能していたことである。しかも単なる相談にとどまらず、「常連」の会話をひたすら聞く姿勢も併せ持つ。そうした場合、ネット社会とは無縁の高齢者が主なようで、相談員は話し相手となる。すなわち電話が高齢者と社会を結ぶ唯一の接点になっているのだ。

寺院では、葬儀のほとんどは檀信徒や門徒であり、そのため「身内」意識が強く、説明が疎かになりがちのようだ。しかし檀信徒や門徒の世代交代が進み、そうした意識は薄い。また、改葬に伴う料金の問い合わせと一緒、離檀に際して改葬元の寺院に収める金額の相談や、お布施の金額の相談もあります。先ほども申し上げましたが、菩提寺の住職に相談すれば解決できる内容が、少なくないように感じています。できな

第三回宗派代議員会議、 都道府県仏教会・仏教団体代議員会議開催

本会加盟宗派を対象にした「第三回宗派代議員会議」を、四天王寺大学サテライトキャンパス（大阪・あべのハルカス）で、「第三回都道府県仏教会・仏教団体代議員会議」を、アクトシティ浜松を会場に、十月八日及び十月十日に開催した。当日は野村證券株式会社の塚寄智志氏（金融公共公益法人部）を講師に、人口減少に係る諸問題について講演いただきながら、出席者から人口減少に係る宗教学者への意見や本会に対する要望等をヒアリングした。

「代議員会議」とは、本会評議員就任宗派以外の九十五団体からなる組織体であり、そのうち加盟四十九宗派で構成される会議を「宗派代議員会議」、加盟都道府県仏教会・仏教団体四十六団体で構成される会議を「都道府県仏教会・仏教団体代議員会議」と呼称している。本会理事会や評議員会に対して、伝統仏教界に関する施策や本会の活動に対する提言をする、本会運営の一端を担う会議であり、今回で三回目の開催となる。

講演では、野村證券の塚寄氏から「寺院を取り巻く環境変化／人口減少問題を迎えて」と題し、一般企業からの依頼で作成した、各都道府県の都市圏や地域圏という小さな力テゴリを念頭において、人口動態や産業構造が示されている詳細な資料をもとに講演をいただいた。内容は以下の通り。

【内容要約】

・ 宗教学者の聖的部分（宗教的側面）と俗的部分（世俗的側面）の二面性を理解する必要がある

・ 現在の社会情勢を踏まえると、宗教的側面や宗教学者としての本質を後世に継承

するためにも、世俗的側面への理解と柔軟な対応が必要である

・ 日本の人口動向をみると、二十一世紀は「人口急減の百年」になる

・ 二十一世紀前半は高齢人口が多く、生産年齢人口が少ない「人口オーナス期」に入り、一層の少子化、多死化（高齢者が進み、人口減少に拍車がかかる）

・ 人口減少を踏まえると、都道府県別の人口予測だけでなく、各都道府県の都市圏や地域で考えるミクロ的な対応が必要になる

・ 岡山県を例にとると、岡山市圏と井原都市圏では人口構成や経済基盤力、出生力、婚姻の多少等、詳細に見ていくと、かなりの違いが浮き彫りになる

・ 大きな地域単位ではなく、各地域の分析を進めることにより、寺院という地域基盤をなす法人に求められる役割にも、違いがあることがわかってくる

・ 日本人の宗教性や派生する檀信徒の意識行動の変化も併せて理解し、寺院としての対応と宗派という様々な地域を網羅する組織体でどのような対応ができるかを検討することができる

・ 現在は大きな転換点にあることを認識し、今後の対応策が打てているかを考えることが重要である

また、会議では出席委員から様々な意見をいただいた。意見は以下の通り。

【宗派代議員会議委員の意見要約】

・ 塚寄氏の講演のとおり、人口減少時代を迎えて、宗門系の大学経営は厳しさを増

している

・ 文化庁主催の「不活動法人対策研究会」で不活動とされる法人の問題で包括宗教学者が成すべきことや対応はどのようにすべきか

・ 寺院に関わる幼稚園や保育園が国の認定する認定こども園へ移行する中、幼稚園の所管庁は文部科学省、保育園は厚生労働省と旧来のままである

・ 総合園の構想当初は、幼稚園・保育園を統合した所管庁で法規、私立助成金、建築基準など様々な二元化を図るはずであった。また、各寺院の所属宗派の宗教教育や仏教儀礼をおこなってきたが、認定こども園となる中で、入園児の保護者の理解が得られない事態もしばしばでてきている

・ 講演の中で示された寺院の運営で、東京デザインランドをモデルにした考え方など、宗派あるいは宗教学者を考える際の参考になった

【都道府県仏教会・仏教団体代議員会議委員の意見要約】

・ 仏教会として、年金生活者や生活困窮者に対して、行政との関係を構築し、何らかのアプローチはできないか

・ 宗教学者の課税問題に関する公益事業を視野に研修会の開催はできないか

・ 高齢者の孤独死問題に対して、仏教会や寺院での協力ができないか

・ 本質的な問題は僧侶自身にあるのではないか

● 出席者（◎は議長 ○は副議長）

① 第三回宗派代議員会議

【出席代議員】

- 吉田明良（和宗）
- ・草野貞男（孝道教団）
- ・一宮良範（念法真教）
- ・糟谷真教（真言宗国分寺派）

・今井草園（真言宗中山寺派）

・野澤密孝（信貴山真言宗）

・吉村増亮（東寺真言宗）

・八木浄顯（真宗佛光寺派）

・木村信安（黄檗宗）

◎三吉廣明（法華宗〈本門流〉）

・平岡昇修（華嚴宗）

・笹尾正道（真言律宗）

・西山明彦（律宗）

以上十三名

【出席理事】

・齋藤明聖（理事長・真宗大谷派）

・桶屋良祐（念法真教）

・石堂恵眼（真言宗中山寺派）

以上三名

② 第三回都道府県仏教会・仏教団体代議員会議

【出席代議員】

・工藤裕雅（青森県仏教会）

・井澤孝一（神奈川県仏教会）

・磯貝大徹（山梨県仏教会）

◎荻須真教（長野県仏教会）

・梶浦琢磨（静岡県仏教会）

・舎人経昭（愛知県仏教会）

・前阪良憲（滋賀県仏教会）

・吉田清順（京都府仏教会）

・亀山俊巨（岡山県佛教会）

・岡部義典（一社）徳島県仏教会

○弘中康之（宮崎県仏教連合会）

・末廣久美（公社）全日本仏教婦人連盟

・高山久照（公社）日本仏教保育協会

【代理出席】

・大坂浩規（東京都仏教連合会）

・山川哲平（京都府仏教連合会）

以上十五名（内、代理出席二名）

【出席理事】

・齋藤明聖（理事長・真宗大谷派）

・和田大雅（神奈川県仏教会）

・伊藤正導（愛知県仏教会）

以上三名

財団創立六十周年記念事業 第一回実行委員会開催

十月二十二日、本会財団創立六十周年に関する事業推進のため、財団創立六十周年記念事業第一回実行委員会（以下 実行委員会）を、東京の増上寺会館を会場に開催した。当日は本会理事及び加盟団体推薦委員約七十名が出席し、記念事業の大綱や予算に関する説明とともに、事業ごとに分かれた部会で内容を精査した。

本会は、一九五七（昭和三十二）年八月二十三日に財団法人として活動を始め、二〇一七（平成二十九）年に財団創立六十周年を迎える。記念事業の内容は、全日本仏教徒会議の被災地での開催と、WFB（世界仏教徒連盟）世界仏教徒会議の日本大会開催の二つを柱としている。

東日本大震災発生以後、加盟団体では様々な支援活動を現在も継続して実施しており、本会も継続した支援活動の一環として、被災地での僧侶の活動を支援している。そのよう中で、財団創立六十周年となる二〇一七年は、二〇一一年に発生した東日本大震災の七回忌と、

一九九五年に発生した阪神・淡路大震災の二十三回忌にあたる。財団創立六十周年の節目の年が、上記震災の各回忌にあたることは、犠牲者への哀悼の意を、伝統仏教界を挙げて改めて捧げる機会となる。同時に、現在も大変困難な生活を余儀なくされている被災者の皆様に対する、伝統仏教界を挙げた支援活動の継続と、各寺院による地域と連携した「備災」を通じた、より一層の地域貢献を決意する機会ともなる。事業大綱には「東日本大震災の被災地での開催を目指し」と明記されており、関係団体と連絡をとりながら、実現に向けて取り組んでいく。

WFB（世界仏教徒連盟）世界仏教徒会議の日本大会開催について、前述した被災地における僧侶の支援活動を踏まえ、困難な状況に置かれている方々を、宗教者が現場に赴き、自身の活動を通じて実際に支援する姿を、世界の宗教者へ発信する機会とするべく、日本大会実現にむけて、諸機関との調整を推進していく。

InterFaith 駅伝2015開催決定

本年二月十四日に日本で初開催したInterFaith 駅伝（諸宗教間交流駅伝以下「IF 駅伝」）を、来年二月十五日京都マラソン2015に併設し、第二回目を開催することとなった。

本年六月九日に開催された京都マラソン実行委員会において、第二回目のIF 駅伝開催が正式に承認されたことを受け、本会が事務局を担い、主催団体となるIF 駅伝日本実行委員会を（公財）日本宗教連盟、京都府宗教連盟を構成する各団体の協力で組織し、十月九日に第一回IF 駅伝日本実行委員会を開催した。

来年の開催では、本年同様、国内外の宗教者四十名が十チームに分かれ、京都マラソン2015のコース上にある宗教施設等の中継所とし、教義の違いを超え、世界平和と東日本大震災復興を祈り、都大路を駆け抜ける。

開催概要

日時：二〇一五年二月十五日（日）

午前九時スタート

コース：京都マラソン2015に準ずる

主催：InterFaith 駅伝日本実行委員会
後援：京都市、（公財）日本宗教連盟、京都府宗教連盟



InterFaith 駅伝2014の様相

InterFaith 駅伝とは、信仰の異なる宗教者（例：仏教・神道・キリスト教・イスラム教）で四人一チームをつくり、世界平和を願うタスキを繋ぎゴールを目指す駅伝で、ドイツ人プロテスタント正教師の「スポーツを通じた諸宗教間交流の架け橋を作る」という発案で誕生した。「一つの世界を目指すマラソン」をスローガンにルクセンブルクのナイトマラソンを中心に開催されている。

詳細はホームページにて

<http://interfaith-japan.com/>

「特定秘密保護法」について考える

日時 **1月15日(木)** 午後2時～ / 会場 **築地本願寺【ブディストホール】**

講師 **江藤洋一氏** (弁護士 日弁連秘密保護法対策本部本部長代行) / **福山哲郎氏** (参議院議員 民主党政策調査会長)

お問合せは **全日本仏教会 社会・人権部** TEL03-3437-9275まで

事務総局録事

10月 (1日~15日)

- 1日 ▶ 第31期第1回広報委員会開催
東京・大和証券(株)本店
広報委員会研修会開催 東京・大和証券(株)本店
- 2日 ▶ (株)三井住友銀行佐藤氏来局 本会会議室
東京プリンスホテル秋山氏来局 本会会議室
真言宗豊山派宗務所訪問 東京・真言宗豊山派宗務所
- 3日 ▶ 財団創立60周年記念事業事務局会議 本会会議室
朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 本会会議室
(公財)日本宗教連盟幹事会出席 東京・新宗連会館
- 6日 ▶ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)佐藤氏他来局 本会会議室
自由民主党組織運動本部長田中和徳衆議院議員訪問 東京・自由民主党本部
自由民主党組織運動本部団体総局主任岩松広樹氏来局 本会会議室
- 7日 ▶ 近畿日本ツーリスト(株)山崎氏来局 本会会議室
愛媛県仏教会内藤卓州副会長来局 本会会議室
第31期第1回WFB日本センター運営委員会開催 本会会議室
中華民国103年国慶節祝賀レセプション参加 東京・ホテルオークラ本館1階「平安の間」
- 8日 ▶ 総合警備保障(株)城東支社戸氏来局 本会会議室
無料法律相談室
第3回宗派代議員会議開催 大阪・あべのハルカス
京都マラソン事務局訪問 京都・京都マラソン事務局
- 9日 ▶ 第1回InterFaith日本実行委員会開催 京都・立正佼成会普門館
「同宗連」主催第29回教団行政責任者研修会参加 京都・ホテルグランヴィア京都
- 10日 ▶ 日本テンプルヴァン(株)井上氏来局 本会会議室
第3回都道府県仏教会・仏教団体代議員会議開催 静岡・アクトシティ浜松内研修交流センター
- 13日 ▶ 第27回WFB世界仏教徒会議中国大会出席(～18日) 中国・宝鶏市
第27回WFB世界仏教徒会議中国大会記念ツアー開催(～17日) 中国・宝鶏市他
- 14日 ▶ 寺子屋ネット三吉氏来局 本会会議室
(株)安田松慶堂来局 本会会議室
- 15日 ▶ (公財)国際仏教興隆協会正本事務総長来局 本会会議室
自由民主党岸信夫衆議院議員事務所訪問 東京・衆議院第一議員会館

10月 (16日~31日)

- 16日 ▶ 曹洞宗宗務会出席 東京・曹洞宗宗務庁
(株)時事通信社渡辺氏来局 本会会議室
長野県仏教会理事会出席 長野・THE SIHOKUKAN HOTEL
- 17日 ▶ 第48回仏教伝道文化賞贈呈式出席 東京・仏教伝道センタービル
第60回長野県仏教徒長野大会出席 長野・長野県県民文化会館
第36回埼玉県佛教徒大会出席 埼玉・寄居町中央公民館
朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 本会会議室
- 20日 ▶ 財団創立60周年記念事業事務局会議 本会会議室
- 21日 ▶ 曹洞宗宗務庁訪問 東京・曹洞宗宗務庁
インド大使館ラム参事官来局 本会会議室
第61回(公社)全日本仏教婦人連盟大会出席 東京・東京會館
BNN企画委員会出席 東京・庭野平和財団
東京都仏教連合会新倉典生事務局長来局 本会会議室
- 22日 ▶ 日本空輸(株)山中氏他来局 本会会議室
財団創立60周年記念事業第1回実行委員会及び各部会開催 東京・増上寺会館
- 23日 ▶ 無料法律相談室
野村證券(株)塚寄氏来局 本会会議室
第31期第2回支援検討会議開催 本会会議室
第27回WFB(世界仏教徒連盟)世界仏教徒会議中国大会報告会開催 東京・明照会館
- 24日 ▶ 局内会議 本会会議室
自由民主党組織運動本部、社会教育・宗教関係団体委員長木原稔衆議院議員来局 本会会議室
- 27日 ▶ (一社)仏教検定協会今田代表理事来局 本会会議室
(株)阪急阪神トラベル鈴木氏他来局 本会会議室
SMBCE日興証券(株)中村氏他来局 本会会議室
(株)三井住友銀行佐藤氏来局 本会会議室
インド祭「インド古典舞踊モヒニアタム公演」出席 東京・シアター1010
- 28日 ▶ 文部科学省文化庁宗務課萬谷課長来局 本会会議室
- 29日 ▶ 平成26年度愛媛県仏教会評議員会臨時総会出席 愛媛・(株)寺田商店内浜本館
- 30日 ▶ 真宗大谷派宗務所訪問 京都・真宗大谷派宗務所
第9回理事会開催 京都・真宗大谷派宗務所
- 31日 ▶ 本能寺及びホテル本能寺訪問 京都・本能寺
京都マラソン事務局訪問 京都・京都マラソン事務局
朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 本会会議室
全日本葬祭業協同組合連合会松本専務理事来局 本会会議室



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑥

備付書類の写し 所轄庁への提出義務

宗教法人は、備付を義務付けられた書類のうち、下記の書類の写しを年に1度所轄庁に提出しなければなりません（宗教法人法第25条4項）。

提出する書類

I	役員名簿
II	財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合は貸借対照表
III	公益事業や公益事業以外の事業を行っている場合には、その事業に関する書類

上記書類の提出期限は、毎会計年度終了後4月以内に提出します。会計年度が3月31日に終了であれば、7月31日までに提出します。

この目的は、宗教法人がその規則等に従って、その目的に沿った活動を行っているかどうかを所轄庁が継続的に確認するためです。所轄庁の権限を適正に行使させるために、法律が宗教法人に対して提出を求めているわけです。

所轄庁の権限

I	規則を認証すること
II	規則の変更を認証すること
III	認証から1年以内に限り認証を取消すること
IV	宗教団体であること等に疑いがあると認めるときに報告を求めたり質問したりすること
V	公益事業以外の事業について1年以内の停止命令をすること
VI	裁判所に対し、宗教法人の解散命令を請求することができる

提出された備付書類（写し）の取り扱いにあたって所轄庁は、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることのないよう特に留意しなければなりません（宗教法人法第25条5項）。

所轄庁へ提出された宗教法人の備付書類の写しは、公務員法上の守秘義務の対象になります。登記事項として公開されていない事項は一般には知られてはいませんが、これらの書類は信教の自由や宗教行政の適正な遂行が害されるおそれがありますから、公務員がみだりにこれを漏洩すると罰せられることとなります。

提出された備付書類の写しは、公文書として情報公開法や情報公開条例で開示要求があっても開示されません。所轄庁に提出された書類は、所轄庁が受け取ることによって行政文書になりますが、提出された書類は全て不開示情報（開示すると違法）とされています。

次号では、個人情報保護法について述べてみます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修